

東弁 往来

第24回

むつひまわり基金法律事務所



青森県弁護士会会員
石田 純 (61期)

2008年12月弁護士登録。東京弁護士会に入会。2010年9月まで弁護士法人北千住パブリック法律事務所に所属。東弁では、子どもの人権と少年法に関する特別委員会、刑事弁護委員会等の委員に就任。2010年10月にむつひまわり基金法律事務所に2代目所長として着任し、現在に至る。

むつひまわり基金
法律事務所
(青森県むつ市)

1. はじめに

青森県弁護士会所属の石田純と申します。現在、むつひまわり基金法律事務所にて勤務をしております。むつひまわり基金法律事務所は2006年12月に開設され、私は二代目所長として2010年10月から執務しています。

2. 東弁時代

私は、2008年12月に弁護士登録してから、2010年9月まで、東京弁護士会が支援している都市型公設事務所である北千住パブリック法律事務所に勤務をしておりました。

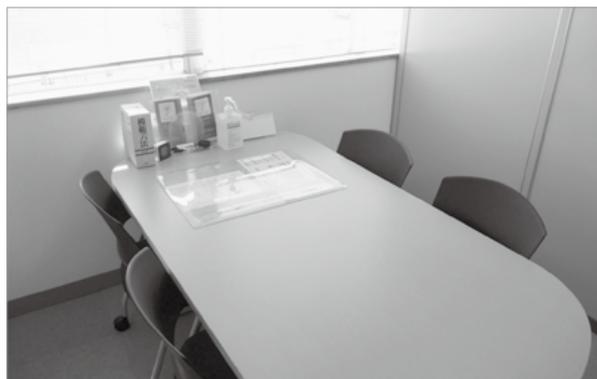
元々、地方赴任の希望があったため、一般民事・家事・債務整理事件も積極的に受任するようにしていました。しかし、事務所が刑事事件対応事務所となっており、私も刑事事件に積極的に取り組みたくて入所したこともあるため、赴任までに50件ほどは刑事事件に携わりました。また、委員会活動は、刑事弁護委員会、公設事務所運営特別委員会、子どもの人権と少年法に関する特別委員会などで活動させていただき、委員会活動の一環として、東弁の弁護士と子どもたちが作る「もがれた翼」というお芝居に端役で2回出演させていただいたことも大事な思い出です。様々な面で東弁には本当にお世話になりました。

3. むつ市での業務内容

事件については、民事・家事・債務整理・刑事と

満遍なくあり、東京にいた頃と大幅に変わっている点はありません（他のひまわり事務所と同様債務整理事件は減少傾向です）。法人の相談・依頼も一定程度あります。本庁管轄ということもあり、裁判員裁判も担当しました（その時はさすがに往復5時間以上をかけて通うのは不可能なので1週間青森市に泊まり込みました）。東京にいた頃と違う点を敢えて挙げると、裁判所から依頼の事件が一定数あることで、現在も管財事件、後見事件、相続財産管理事件等を受任しております。

委員会活動については、刑事弁護委員会、裁判員裁判委員会、子供の権利委員会、消費者委員会、法教育委員会、非弁取締委員会、公害対策委員会に所属し、時間の都合等でいけない時以外はなるべく参加するようにしています。また、委員会だけでなく、若手の会員を中心として勉強会や裁判所と合同の検討会等も定期的に行われており、そちらにもなるべく参



事務所の相談室

加するようにしています。このような活動は往復に要する時間などかなり負担になることもありますが、近い期の弁護士たちと話ができることはストレス解消にもなり、非常に有益だと思っています。

4. 生活する場としてのむつ市

むつ市は青森県の下北半島の中核都市になります。「下北半島」と言われてもピンとこない方も多いと思いますが、青森県の右側にある斧のような形をした部分と言えば分かっていたのではないのでしょうか。東京からは電車を乗り継ぐと約5時間から6時間かかります。ちなみに、新幹線が通ったことにより、在来線が第3セクターになってしまったため、下北地方ではむしろ交通の便は悪くなってしまいました。

むつ市、あるいは下北半島の特色としては、まずは大間のマグロを中心とした海鮮物があると思います。また、観光についても、恐山、仏ヶ浦、寒立馬など様々な名所があります。

日常生活においても、自宅から車で5、6分の範囲内にスーパーは10店舗近く、大型電気店、ショッピングモールも複数あり、唯一足りないのは映画館くらいです。飲食店もマクドナルドやガスト、すき家といったチェーン系のレストラン、地元のレストラン、寿司屋等々、質量ともに文句なしで、全く生活に困ることはありません（特に寿司屋は3000円も出せば最高級のネタを食べられます）。

したがって、生活をする場としてのむつ市は、非常に住みやすい街であると思います。

5. 司法過疎地としてのむつ市

生活するだけであれば、申し分がないむつ市なのですが、司法状況に関しては一変します。他の司法過疎地と同じような問題も勿論あるのですが、むつ市に特徴的な問題は管轄が青森地裁本庁であるということです。

管轄が本庁であること自体は悪い点というよりはむしろ良い点かもしれませんが、問題は距離です。事務所があるむつ市から、青森地方裁判所までは、距離にすると約100キロメートルあります（少し調べてみますと、都心部から小田原市までが約90キロメートル、前橋市、宇都宮市、甲府市までが約120キロメートルでした）。そして、一応鉄道もあるのですが、強風により止まることが一定程度あることから車を用



寒立馬

いなければならず、夏場でも2時間30分位、積雪がある冬場は3時間30分位かかります。

幸いにも、裁判所や相手方代理人になられる弁護士の方にもこちらの都合を最大限配慮していただいているので、ある程度まとめて期日を入れることはできているのですが、それでも委員会活動なども含めて週2、3回は青森市まで行く必要があります。

ただ、弁護士でも大変だと思うということは、これまで弁護士がいなかったむつ市、下北地方の方々にとっては、比べものにならないくらい、ご苦労なさっていたことは容易に推測できます。そのような地域だからこそひまわり基金法律事務所の意義があるのだと思います。

6. 他事務所との連携

私が赴任した時点ではむつ市の事務所はひまわりだけでしたが、その後2011年5月に法テラスむつが開所され、11月には法テラスむつの弁護士の奥様が個人事務所を開設されたので、現在は一時的に3箇所事務所がある状況です。

いっきに事務所数が3倍になったわけですが、そのことにより事件数が大幅に減ったということはなく、むしろ、一般民事・家事事件は増加傾向にあります。また、既に事務所開設から6年経過しているため、利益相反の関係で相談できない方を紹介させていただいたり、前述の裁判員裁判も法テラスむつの弁護士に複数受任していただいたりと、協力できる部分は協力しています。普段からいろいろと話をする機会もあるので、複数事務所があって本当に良かったと思います。

7. さいごに

私の任期は3年で、近いうちに後任を募集させていただくこととなりますので、興味のある方は是非見学に来てみてください。むつ市の魅力に魅了されること間違い無しだと思います。